

4市町村長が合併協定書に署名

来 年
12月5日

新しい「前橋市」



協定書に署名する4市町村長

条例・規則など
原則として前橋市の条例、規則などを適用。ただし、必要に応じて、合併と同時に所要の改正などを行います。

町名・字名
大胡町・宮城村・粕川村の町名・字名は、各町村の意見を尊重し、下表のとおり。

市章・市民憲章など
市章、市民憲章、市の木・花、市の歌などの慣行は、前橋市の制度に統一します。ただし、現在の三町村の慣行は、それぞれ地区の慣行として継承・伝承します。

土地利用
都市計画区域や区域区分については、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎます。合併から十年後に都市計画区域を統合し、市街化区域と市街化調整区域の

区域区分（線引き）を実施します。

主な事業の取り扱い
大胡町の姉妹都市提携については、前橋市に引き継ぎます。

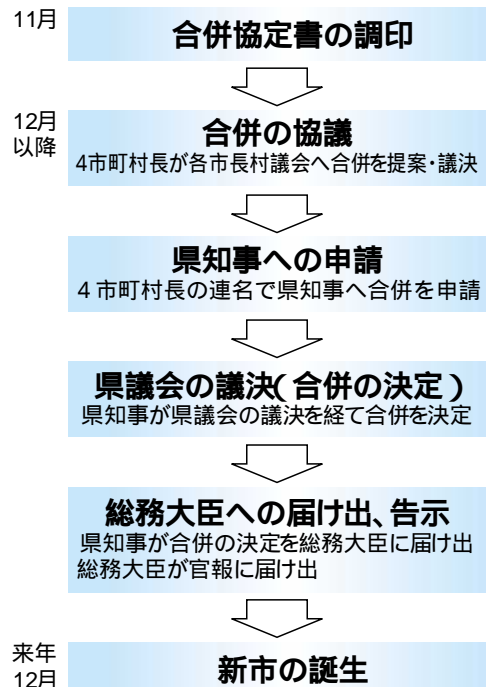
国民健康保険税の税率は、合併年度はそれぞれの市町村の例によることとし、平成十七年度から三年度に限り、不均一課税二十年度に統一します。介護保険料は、平成十八年度から同一の保険料にします。

ゴミの分別・収集は新市に移行後も当分の間は現行のままとし、段階的に調整します。ただし、ゴミ処理手数料は合併時までに制度を統一します。なお、犬や猫などの動物の死体収集・処理手数料は、前橋市の制度に統一。し尿についても収集は現行のままですが、手数料と負担軽減助成金は前橋市の制度に統一します。

水道料金 下水道料金は、原則として、前橋市の制度に統一します。ただし、合併時に料金が増える使用量区分は、合併後三年間で段階的に調整。なお、水道の検針・料金徴収・加入金・工事手数料、下水道受益者負担金・分担金、農業集落排水事業使用料・分担金は、前橋市の制度に統一します。

保育料については、合併年度は現行のままとし、翌年度から前橋市の保育料に統一。ただし、

合併までの予定



増額の幅が大きい保育料区分は、段階的に調整します。幼稚園の補助制度や公立幼稚園の入園料・保育料の取り扱い、前橋市の制度に統一。ただし、入園料・保育料と私立幼稚園運営費補助制度は、段階的に調整します。

合併後の町名・字名	
現在の町村名	新しい町名・字名
大胡町	大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町
宮城村	鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町
粕川村	粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女淵、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳

大胡町・宮城村・粕川村で行われている祭りやイベントは、当分の間、現行どおり実施します。なお、各種のスポーツ教室や公民館事業などは前橋市の制度に統一しますが、大胡町・宮城村・粕川村で独自に実施している教室などは、地域の実情、実績などを考慮し調整します。

今後の予定
合併協定調印後の予定は右図のとおり。四市町村議会の議決、県議会の議決、県知事の決定などを経て、新しい「前橋市」が誕生します。

問い合わせは前橋広域市町村合併協議会事務局
890 6335へ。